メクレンブルク・フォアポメルン州に 見る東部ドイツ農業の現状

中 林 吉 幸

はじめに

筆者は別稿で東部ドイツ南部地域、すなわちチューリンゲン州並びにザクセン州ライプチヒ市近郊において主に農業大経営の調査結果を検討した^{注1)}。その際の課題は「東部ドイツの南部地域における農業大経営の経営の実情を現地調査に基づいて報告し、そこから見えてくる東部ドイツ農業の現状ならびに課題を検討すること」であった。

本稿はその続編として、歴史的にみて東部ドイツの南部地域とは農業経営構造が異なる地域、具体的にはかつて農業大経営が支配的であった東部ドイツの北部地域で行った農企業調査の結果を検討する。本来的には東部ドイツの南部地域で行ったのと同様に、大経営を中心に調査を行いたいと考えていたのであるが、現地の大学研究者が仲介してくれた経営は大小取り混ぜたものであった。結果的には、各種の農地経営規模の農企業を調査でき、調査した地域の概括的な農業の状況がある程度把握できたと考えている。

東部ドイツに対しては連邦政府も莫大な予算を投入してきたが、いまだ東西の経済格差は未解消のままである。西部ドイツと比較すると製造業、ハイテク産業そして第三次産業の分野でだいぶ立ち遅れている。それは失業率の高さに端的に現れている。また、賃金の格差もいまだ10%以上ある。このようななかで農林業は東部ドイツにおいては雇用の場としても重要な意味を有している。特に今回報告するメクレンブルク・フォアポメルン州(以下ではM・V州と略記)では2000年時点において農林漁業が国内総生産に占める比

率が西部ドイツ平均の4倍にも達している。

本報告の課題は、農企業からの聞き取り調査への回答から見えてくる東部ドイツの北部地域における農業像並びにその経営上の課題を検討することである。参考文献でも分かるように、わが国において東部ドイツの農業に関する研究情報は多くない^{注2)}。それはそこで行われている農業がいまだいわば再編成の途上にあるといっていいこととも関係しているのかもしれない。本報告がその間隙を若干でも埋めることが出来れば幸いである。

1. 調查方法

(1) 調査対象地域並びにその農業の特徴

まず調査地域について説明する。調査対象地域は東部ドイツの北部に位置するM・V州である。この州の北東部・北西部・南東部・南西部にある農企業を訪問した。調査時期は2003年12月中旬から2004年1月初旬にかけての約1ヶ月間である。

統計データからM・V州の産業構造を見てみると、同州では表1のように特に西部ドイツと比較して1.農林漁業の比率が4倍も高いこと、2.製造業の比率が半分以下と低いこと、3.建設業の比率が倍以上であること、公

表 1 メクレンブルク・フォアポメルン州における2000年の総生産^(注)に 占める各分野の構成比率 単位:%

メクレンブルク・フォアポメルン州 ベルリンを除く東部諸州 ベルリンを含む西部諸州 項 Ħ 林 漁 2.4 業 4.1 1.0 建設業を除く製造業 11.9 18.6 26.0そのうち加工業 15.2 9.4 24.1 建 9.6 設 9.4 4.3 商業·宿泊飲食業·運輸 18.1 15.8 17.4 金融・賃貸業・企業向けサービス業 25.6 26.0 31.0 公的・私的サービス 30.9 27.6 20.3 100.0 100.0 100.0

注:総生産とはBruttowertschöpfungで、国民総生産と同じ概念のものである。ここでは州の総生産額である。

出典: Jahreswirtschaftsbericht Mecklenburg-Vorpommern 2001, p.5.

的・私的サービスの比率が1.5倍であることという特徴を持っている。

M・V州の農業年次報告書によれば、同州では21人に1人の割合(4.8%)で直接に農林漁業に従事している。もし農林漁業関連産業(肥料・農機具メーカー、食品加工産業等)を考慮すれば、従事者数は倍になる。同州における2000年の失業率17.8%を考えると、農林漁業経済の雇用提供者としての意味は大きい^{注6)}。

農業経営構造に関しては、20世紀初頭の東部ドイツの農業構造の特徴について、一般的なイメージとは異なって、「ドイツ帝国の中部並びに東部ドイツにおける農業構造は・・・大規模土地所有によって特徴付けられていたわけではない。^{注7)}」「(東部ドイツ北部の)メクレンブルク地方においては農用地の約50%、(東部ドイツ北部の)ブランデンブルク地方並びに(東部ドイツ中部の)ザクセン・アンハルト地方では約30%が100haを越える経営によって経営されていたが、(東部ドイツ南部地域の)チューリンゲン地方並びにザクセン地方ではこれらの比率はたかだか10%であった。^{注8)}」以上のように、M・V州では第二次世界大戦以前からすでに大経営が支配的であった。

上で述べたように東部ドイツでは両ドイツ統合以来飼養家畜頭数が大幅に減少したが、同州においても状況は同じで、そのため州政府では現在、畜産の州内自給率を引き上げるために、州の「土地会社」は畜産経営企業に優先的に農地を賃貸しているという^{注9)}。

(2) 訪問農家の抽出方法・アンケート用紙

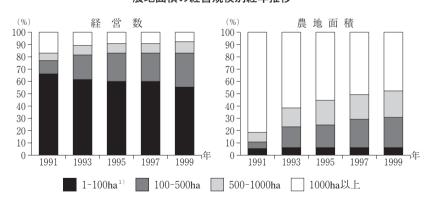
訪問農家の抽出はロストック大学農学部のケーグル(Kögl)教授に依頼した。農家選択に関しては先方に全面的に委任したので、どのような方法で調査農家を抽出したのかは不明であるが、農民団体あるいは州政府に依頼したものと思われる。調査農家数は26企業である。アンケート用紙はすでに調査を行った東部ドイツ南部地域で使用した調査用紙を使用した。調査方法としてはアンケート用紙を持参して農家の経営主、妻あるいは息子に直接合って話を聞いた。その際、ドイツ人の学生・社会人に同行を頼んだ。

2. 農業経営構造

(1) 調査地域全体の農業経営規模構造

図1はM・V州における経営規模別経営数並びに経営規模別農用地利用面積の比率の推移を表している。まず経営数の比率に関しては、1ha以上100ha未満の階層並びに1,000ha以上の階層が漸次的に減少している。これに対して100ha以上500ha未満層が顕著に比率を増加させており、500ha以上1,000

図 1 メクレンブルク・フォアポメルン州における経営数ならびに 農地面積の経営規模別経年推移



注:1) 1999年は2~1000ha

出典: Statistisches Landesamt Mecklenburg-Vorpommern, Agrarstruktor in Mecklenburg-Vorpommern struktur der Bodennutzung, Stand:Ma;1999, 表紙 ha未満層も増加傾向にある。次に農用地利用面積に関しては、1,000ha以上 の階層のみが比率を減少させている。その他の階層では比率が増加している が、中でも100ha以上500ha未満の階層の比率の増大が目立っている。総じて いえば、経営数においても農用地利用面積においても100ha以上から1,000ha 未満の経営階層が比率を増加させていることがわかる。

(2) 調査農企業の栽培作物・飼養家畜

表2はM・V州における調査農企業を経営規模の小さいものから順番に並 べたものである。調査対象農企業は家族経営の48haから企業経営の4.600ha

表 2 メクレンブルク・フォアポメルン州調査農企業の経営面積 単位:ha

経営番号	耕地所有地	耕地借地	耕地合計	草地所有地	草地借地	草地合計	経営面積計	借地率(%)
1	33.0		33.0	15.0		15.0	48.0	0.0
2		40.0	40.0	3.0	87.0	90.0	130.0	97.7
3	50.0	20.0	70.0	5.0	95.0	100.0	170.0	67.6
4	70.0	22.0	92.0	50.0	78.0	128.0	220.0	45.5
5		180.0	180.0		50.0	50.0	230.0	100.0
6	90.0	110.0	200.0	9.0	41.0	50.0	250.0	60.4
7	10.0	245.0	255.0		5.0	5.0	260.0	96.2
8			240.0			60.0	300.0	-
9	150.0	150.0	300.0				300.0	50.0
10	102.0	237.0	339.0	6.0	7.0	5.0	344.0	70.9
11	290.0	270.0	560.0	20haを賃貸			560.0	48.2
12	360.0	240.0	600.0				600.0	40.0
13	300.0	100.0	400.0	30.0	170.0	200.0	600.0	45.0
14	418.0	220.0	638.0				638.0	34.5
15	200.0	300.0	500.0	50.0	250.0	300.0	800.0	68.8
16	371.0	539.0	910.0	19.0	55.0	74.0	984.0	60.4
17	450.0	450.0	900.0	50.0	50.0	100.0	1,000.0	50.0
18	700.0	400.0	1,100.0				1,100.0	36.4
19	461.0	800.0	1,261.0		120.0	120.0	1,381.0	66.6
20	500.0	600.0	1,100.0	120.0	180.0	300.0	1,400.0	55.7
21	170.0	1,080.0	1,250.0	20.0	150.0	170.0	1,420.0	86.6
22	207.0	964.0	1,171.0	51.0	312.0	363.0	1,534.0	83.2
23							1,770.0	-
24	200.0	1,400.0	1,600.0	50.0	450.0	500.0	2,100.0	88.1
25	563.0	2,919.0	3,482.0	108.0	558.0	666.0	4,148.0	83.8
26			3,600.0			1,000.0	4,600.0	_

注(1)経営番号1では借地はすべて父親から借りているので、ドイツの統計処理に従い借地 は無いものとしている。

註(2)経営番号13番は上記の他に森林1,000haを借地している。

の大経営までと、さまざまな規模の農企業から成っている。

M・V州では栽培作物に関しては1企業を除いたすべての企業で穀物を栽培している。基本的に農地経営規模が大きくなるほど穀物の栽培面積も多くなっている。油料種子も4企業を除いて栽培されている。油料種子は2種類あって、食用と休耕地に栽培する非食用(自動車燃料用)とが有る。砂糖大根の栽培に関しては18の企業で行われている。砂糖大根は製糖会社への販売権を持っていることが生産の条件となり、会社による買取りを保障された作物で農企業にとっては収益の安定した作物であるが、販売権の大きさは必ずしも農地経営規模に比例しているわけではない注100。その他の作物としては飼料用作物(飼料用ビート・飼料用草)並びにサイロ用コーンが比較的多くの企業で栽培されている。ジャガイモ、野菜、実取りのコーンを栽培している企業は少ない。休耕に関しては3.3haから350haまでになっている。

飼養家畜に関しては、M・V州においては調査した26の農企業のうち経営番号7、9、10、11、12、14、18の7つ、26.9%は畜産を行わない耕種専業経営である。乳牛を飼養している企業が26企業のうち16、61.5%を占めている。乳牛飼養頭数並びに生産割当ては傾向として農地経営規模が大きくなればなるほど多くなっている。1頭当り・年あたりの牛乳生産量はかつては西部ドイツを下回っていたのが、現在ではその数値をかなり越える水準になっている。肥育牛を飼養している企業は9つあるが、そのうちの1つは1頭のみである。種豚(生産豚)を飼っている企業は3つ、豚の肥育を行っている企業が5つある。その他では羊並びに鶏肉用鶏を飼養している企業がそれぞれ2つある。鹿を飼っている企業が1つある。

(3)調査農企業の労働力

家族労働力とそれ以外の労働力について。成人換算(成人を1として換算する)家族外労働力、すなわち主に常用雇用並びに季節雇用の労働力を見ると、1,000ha未満の階層ではそれほど多くは無い。それが経営規模階層1,000ha以上では平均で31.11人になっており、他の階層と比較すると経営が非常

に多くの雇用労働力に依存していることがわかる。なお、経営番号10では労働力は経営者のみであるが、作業のほとんどを「賃耕業者」すなわち請負業者に頼んでいる。

M・V州における調査農企業の労働力の具体的な内容に関して。経営者の労働力は1人あるいは2人である。2人とは経営者が2人いるということである。経営番号19では0.25となっているがこの経営では回答者はいわば「支配人」であり、彼はこの農場以外でも同じ農企業グループで仕事をしているということであった。配偶者が農作業に従事している経営は10経営ある。隠居した親が労働力になっているのは2つの経営のみである。経営者の子供が農業に従事しているのは4つの経営だけである。

これまでの調査結果並びに統計データから、西部ドイツでは常用雇用労働力を抱える経営は非常にまれであるが、今回調査したデータ並びに統計データからM-V州においては200ha以上の経営規模階層において常用雇用労働力を抱えている^{注11)}。「賃耕業者」を含めた季節労働力を利用している経営は9経営ある。実習生を抱えている経営は10経営ある。

雇用労働者の賃金について。M・V州で調査した農企業のなかで回答があったいくつかのケースを見てみると、常用雇用そして季節雇用ともに時間給として6から8ユーロ、月に換算して1,000から1,500ユーロであり、1ユーロを135円とすると、月135,000円から216,000円、年に換算すると162万円から260万円程となり、決して多い金額ではない。

3. 調査農企業の法形態・企業創設の契機

(1)調査農企業の法形態

農企業の法形態は調査した結果からは家族経営が12企業(全体の46.2%)、 「民法上の組合」(GbR) が5企業(19.2%)、「登記済み協同組合」が5企業(19.2%)、合名会社・合資会社・有限責任会社が各1企業(各3.8%)で、 その他に6つの農場(有限会社)を管理している会社が1社(3.8%)ある。 自然人・法人の別では、自然人が19企業(73.1%)、法人が7企業(26.9%) である。ただし、常用雇用労働者を雇っている企業を「非家族経営」とみなせば、純粋に家族労働力だけで経営しているのは経営番号1、3、11、14の4企業だけになる。特に経営番号15そして17から26の経営ではかなりの数の常用雇用労働力を雇って経営している。

(2) 企業創設の契機

企業創設の契機は表3のようである。これらの契機はいくつかのグループ に分類できる。以下は分類を試みたものである。①まずLPG解体後にその経 営農地ならびに保有農業機械(=農業経営構造)を維持するために、会社形 態あるいは「協同組合」という形態を選択したもので、経営番号15、20、21、 22、24、25の6企業で、23.1%を占める。この形態のものは企業創設理由か らもわかるように経営規模が大である。②次に、第二次大戦後に行われた集 団化以前の経営を再建したもので、経営番号1、3の2企業である。③さら にLPG解体・再編成後に従来のLPG関係者が新たに経営を創設したもので、 経営番号4、6、7、8、10、11、14、16、17、26の10企業である。これら 3つのグループは旧東ドイツに旧来から住んでいた(あるいはかつて住んで いた)人たちが企業を起こしたものである。これら②、③のグループの人た ちの中には西部ドイツ(あるいはドイツ以外の国)に住んでいて東部ドイツ のかつての土地所有権を取り戻して経営を再建あるいは新規に創設した方が いる可能性があるが、それについては確認していない。④これに対して、土 地私有化のプロセスをビジネス・チャンスとみなして西ドイツからやってき て農企業を起こした人たちがおり、経営番号2、5、9、12、13、18、19 (この企業は親会社の経営者が西ドイツからやって来たもの)、23の8企業 30.8%がそれに該当する。経営創設の時期は1990年から94年までである。経 営番号1は父親の農場を受け継いだのものだが、もともと20世紀初頭には祖 先がその地域で農場を経営していたというので、おそらく経営再建は1990年 と思われる。また経営番号19の親会社(巨大な「賃耕業者」であり、かつ5 つの大経営で乳牛経営を大規模に行い、ベラルーシにおいても10.000haを借

地して1,000頭の乳牛を500人の現地雇用労働者を使用して行っている)の経営者は西ドイツからやってきたもので、1990年には起業している。

経営者ないしその親の以前の職業としてはLPGないし「国営農場」(VEG)の経営者・管理者あるいは組合員(従業員)という方が18人で全体の69.2%を占める。次には西部ドイツで農業を行っていたとする方(経営番号5、9、12、13、18、23)で6名、23.1%になる。残りは経営番号2で西部ドイツで公務員をやっていた方と、経営番号26で、この経営者はもともとは大学の研究者であったという。

以上から、M・V州においては西部ドイツから来た農民がかなり目立つ。 農企業での聞き取りでは西部ドイツ以外にも、オランダ、デンマークから農 民がやってきて農地を借りる、あるいは買って農業を行っているとのことで

表 3 メクレンブルルク・フォアポメルン州調査農企業の企業創設の契機

	農企業創設契機	企業 創設年	現在の経営形態	以前の経営形態	経営者の以前の職業
1	第二次大戦前の経営の再建。	1990	家族経営	LPG	LPGで自動車運転手
2	(2つの家族の) 生活と労働を結合させるため。	1993	民法上の組合	西独からやって来た	公務員(教員・コンサルタント)
3	父親の農場を受け継いだ。	2001	家族経営	父親はLPG組合員で 転換後農場を再建した	4年前まで西独にいた
4	LPG解体後に新たに農場を建設した。	1990	家族経営	LPG	LPGの議長
5	両経営者とも農業に興味を持っていたが両親は農場を持っていなかった。	1993	民法上の組合	西独からやって来た	Bayern, SHで農業をやってた
6	協同組合では牛乳生産割り当て獲得が困難でGbRを作った。	1994	家族経営	LPG	LPGの班長
7	両親がすでに農場を持っていた。	1991	家族経営	家族経営	農民
8	LPGの再編成。	1990	民法上の組合	LPG	LPGの議長
9	1.独立の可能性、2.農業で稼ぐ良い見通し。	1992	家族経営	西独からやって来た	農民兼穀物営業マン
10	両独統合後に他の経営構造を探した。	1992	家族経営	LPG	LPG組合員(従業員)
11	LPGより土地を譲り受けた	1991	家族経営	LPG	LPG組合員(従業員)
12	1.租税法への対応。2.大きなチャンスをつかもうと思った。	1991	合名会社	西独からやって来た	農民
13	金を稼ぐため。	1991	家族経営	西独からやって来た	農民
14	1.経営の独立。2.自己の持つ可能性の実現のため。	1991	家族経営	LPG	LPG組合員(従業員)
15	主要な動機は経営を維持するため。	1991	登記済み協同組合	LPG	LPGの議長
16	可能性・チャンスを生かそうと考えた。	1993	家族経営	国営農場(VEG)	国営農場管理者
17	一度限りのチャンスを生かすため。法形態選択は租税上の理由から。	1990	民法上の組合	LPG	LPG組合員(従業員)
18	1.農業への興味。2.LPG後継企業のGmbHだけでは経営がうまくいかなかった。	1993	合資会社	西独からやって来た	農民
19	元は農業労働者であったが97年以来農場のマネージャー。	1997	民法上の組合	LPG	LPG組合員(従業員)
20	家畜の飼養を継続するため。	1992	有限会社	LPG(家畜部門)	LPGの議長
21	LPGの法的な後継企業。	1990	登記済み協同組合	LPG	LPG組合員(従業員)
22	LPGの再編成による。	1990	登記済み協同組合	LPG	LPG組合員(従業員)
23	大農場を持つ人々を探して、農業労働者から農場主になった。	1991	家族経営	西独からやって来た	農業労働者
24	LPGの後継企業。	1990	登記済み協同組合	LPG	LPG経営者
25	LPGの後継企業。コンサルタントによれば協同組合は有利な形態だった。	1991	登記済み協同組合	LPG(植物部門)	LPGの議長
26	農業で金を稼ぐため。	1994	管理会社	LPG	大学の研究者

注1:経営番号19農場は大規模「賃耕業者」グループに属する農場である。

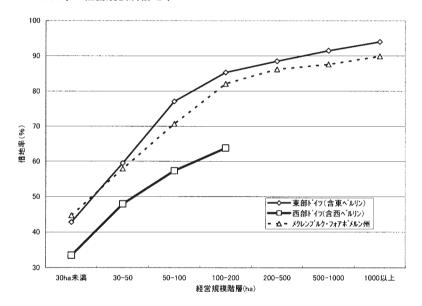
注2:経営番号5の「経営者の以前の職業欄でBayemはバイエルン州、SHはシュレスウィヒ・ホルシュタイン州である。

あった。2003年1月の「農地利活用・管理会社」BVVGシュベリーン支店での聞き取りにおいても、EU法ではEU加盟国の市民は誰でも土地の賃貸借、売買が可能であるとのことであった。

4. 農地の賃貸借

(1) 借地について

図 2 東部ドイツ、西部ドイツ、メクレンブルク・フォアポメルン州における 1999年の経営規模別借地率

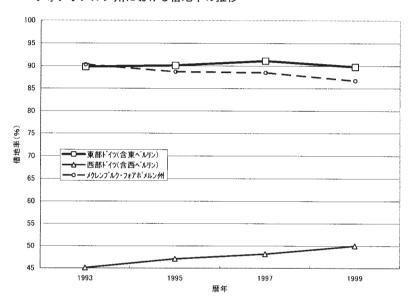


出典: Land- und Forstwirtschaft, Fischerei Fachserie 3, Agrarstrukturerhebung/ Landwirtschaftszählung Reihe 2.1.6 Eigentums- und Pachtverhältnisse 1999, METZLER & POESCHEL, p.25, 30, 33, 36より計算・作成。

図2は東部・西部ドイツ並びにM・V州における1999年時点での経営規模別借地率である。まず東部ドイツにおいては経営規模が大きくなるに従って借地率が上昇している。M・V州では東部ドイツ平均よりも若干下回っている。西部ドイツでも経営規模が大きくなるにつれて借地率は上昇するが、100から200ha層を比較すると東部ドイツと比較して20%ほど低い。また、西

部ドイツにおいては200ha以上の経営規模階層は統計データとして統計的に表示されていない。すなわち、東部ドイツと比べると西部ドイツでは200ha以上の経営規模階層は非常に少ないということであろう。

図3 東部ドイツ(含東ベルリン)、西部ドイツ(含西ベルリン)、メクレンブルク・フォアポメルン州における借地率の推移



出典: Land- und Forstwirtschaft, Fischerei Fachserie 3 Reihe 2.1.6, Eigentums- und Pachtverhältnisse, METZLER & PESCHEL, 各年版より作成。

次に経営規模と借地率の関係についてみてみる。図3は東部・西部ドイツにおける借地率の推移である。まず西部ドイツと比較しての東部ドイツにおける借地率の明確な高さが判る。ただし、西部ドイツにおいては借地率は上昇傾向を示しているのに対して、東部ドイツでは97年をピークにして借地率の低下傾向が見られる。特にM・V州においては1993年以来一貫して低下傾向を示している。

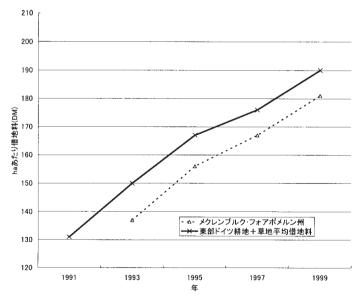
調査企業における借地率について。M・V州に関する前出表2の経営番号 1はすべて父親からの借地であり、実質的には借地は無い。その他の経営で は500haから1,000ha未満、1,000haを超える階層とも借地率がそれほど高くないことがわかる。いくつかの企業での聞き取りの際に、土地所有者から土地を購入したという話を聞いたが、そういうことが影響しているのかもしれない。正確な理由はわからない。

図4から東部ドイツ平均並びにM・V州ともにha当り借地料が持続的に上昇してきていることがわかる。ここでも、M・V州では東部ドイツ平均を下回っている。

表4はM・V州におけるha当り借地料の調査結果である。これと統計データを示している表5とを比較すると、M・V州では調査企業の平均借地料で見て[耕地+草地]、耕地、草地すべてにおいて統計データの2001年の価格を上回っている。特に耕地で高い。

年間の借地料総額については、M・V州では25,000ユーロから50,000ユー

図 4 東部ドイツ全体(含東ベルリン)とメクレンブルク・フォアポメルン州に おける[耕地十草地]のhaあたり借地率の動向



出典:Land- und Forstwirtschaft, Fischerei, Fachserie 3, Reihe 2.1.6, Besitzverhältnisse in den landwirtschaftlichen Betrieben、隔年版、並びに Reihe 2.1.8, Pachtfläche und Pachtpreise、隔年版より作成。

口未満(337.5万円から675万円)という回答が8経営、30.8%で一番多い。 次に多いのが25,000ユーロ未満(337,5万円未満)と100,000ユーロ(1,350 万円)以上でそれぞれ5件、19.2%である。当然のことであるが、経営規模 が大きくなるにつれて支払い総額も多くなっている。

平均借地期間については、M・V州においては「11年から15年」という回 答が14件、63.6%を占めて一番多い。次が「6年から10年」で6件、27.3% を占める。

補助金(その主要部分は農地あるいは家畜に対するEUからの直接所得補 助)と借地料との間に関係があるか否かを聞いた結果は関係が「有り」とす る回答は28%、「無い」とする回答は72%であった。

農企業の借地がどのように変化してきたかであるが、聞き取り結果からは 経営番号1から13までの経営については「変わらず」、「ほとんど同じ」ある いは「増えた」が10経営である。これに対して残りの3経営が「減った」と 回答しているが、それは「借地を買った」からであると回答している。

それが14番以降では16の「借地を買った」、17の「変わらず」、18の「若干 増えた | そして26の「増え続けてきた | という4つの回答を除くと、かなり 借地が減少している。その理由としては以下のような事由が挙げられている。 「BVVGの機会均等に基づく構造再編政策(新規参入者にも農業経営の機会 を保障する)と競争(借地料の価格であろう)によって減った |、「他の農企 業に貸出先を変更されて減った |、「建築用地に向けられた |、「所有者によっ て借地が売却された | と同答している。

筆者は借地の減少理由について、東部ドイツ南部2州に関する別稿でタイ プ1として、建築地(商業用地、住宅用地)、あるいは道路用地、ゴルフ場 用地、砂利・褐炭採掘用地、への「用途の変更」によるもの(ここには「所 有者によって借地が売られた」も入る)、タイプ2として農地の貸付先の変 更によるもの(「土地利活用・管理有限会社」BVVGによる土地の再配分に よるもの、別の借地人への賃貸先の変更)があると述べたが $^{(\pm 12)}$ 、 $M \cdot V H$ でも同じような状況下で大経営の借地が減っているということができる。

表 4 メクレンブルク・フォアポメルン州における調査農企業のha当り借地料 (2003年末-2004年初調査) (単位:ユーロ)

			,					(半四.	4-0)	
経営番号	. 耕地+草地				耕地			草地		
在呂留万	平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額	平均額	最高額	最低額	
1					150.0	100.0		100.0	50.0	
	45.0	75.0	25.0							
3				215.0	215.0	150.0	65.0	110.0	55.0	
2 3 4 5 6 7 8				170.0		70.0	50.0			
5	100.0	150.0	28.0							
6				150.6	300.0		68.4			
7				150.0	150.0	150.0				
8				130.0	180.0	130.0		100.0	80.0	
9				150.0	200.0	120.0				
10				183.8			110.0			
11				171.0	320.0	171.0				
12	200.0	250.0	160.0							
13				140.0			50.0			
14 15				132.0	168.6	99.0				
15				160.0	164.0	110.0	100.0		60.0	
16	100.0	130.0							50.0	
17	130.0	200.0	100.0							
18				175.0	300.0	120.0				
19				85.0	100.0	60.0				
20				133.0	171.0					
21	160.0	195.0		160.0	195.0				20.0	
22 23	120.0	250.0	95.0							
23	130.0									
24	80.0	120.0	50.0							
25	100.0	100.0	20.0	200.0	260.0	160.0		150.0	100.0	
26	120.0	180.0	60.0							
計	1, 185.0	1,550.0	518.0	2,505.4	2,873.6	1,440.0	443.4	460.0	415.0	
平均	118.5	172.2	74.0	156.6	205.3	120.0	73.9	115.0	59.3	

註:経営番号4の回答はマルクだが、ほとんどの農民が1ユーロを2マルクとみなしているのでここでもそれで換算した。

表 5 メクレンブルク・フォアポメルン州におけるha当り借地料の動向

単位:ユーロ

	1997年	1999年	2001年
耕地+草地	85	93	101
耕地	94	103	113
草 地	54	56	61

出典: Land- und Forstwirtschaft, Fischerei, Fachserie 3, Reihe 2.1.6., Besitzverhältnisse in den landwirtschaftlichen Betrieben、隔年版、並びに Reihe 2.1.8, Pachtfläche und Pachtpreise、隔年版より作成。

(2) 土地所有者について

1) 土地所有者の数

表6からM・V州で土地所有者の数は1番多いのが6人以上10人以下並びに16人以上20人以下の各5経営、3番目に多いのが51人以上100人以下の4経営である。101人以上が3経営あり、その中には201人以上という経営が2

つある。

すでに述べたように、歴史的に東部ドイツの南部地域では経営規模の大きな経営がそれほど多くなかったのに対して、同北部では大経営がもともと多かった。しかし、第 2 次世界大戦後に農地改革を経て農業の集団化が行われたことによって、戦争前の土地所有構造が著しく変わってしまっているので、両ドイツ再統合後にそれ(戦争前の土地所有構造)が調査結果に現れるか否かはなんともいえない。今回調査したM-V州では 1 人当りの土地所有者の賃貸する土地の大きさが南部の 2 州よりも大きい。すなわち土地所有者 1 人当りの農地賃貸面積を計算してみると、M · V 州での調査数値が南部地域での調査数値の3.57倍になる。これが戦前の土地所有構造を反映しているのか否かは判断できない。

5 人以上 | 10人以下 | 15人以下 | 20人以下 | 25人以下 | 50人以下 | 100人以下 | 200人以下 | 201人以上 経営番号 2 3 1 1 1 4 5 6 1 7 8 1 1 9 1 10 1 11 1 12 1 13 ī 14 1 15 16 1 17 1 18 1 19 1 20 1 21 1 22 23 1 n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. n.a. 24 25 1 26 計 3 5 2 5 3 4 12.0 20.0 8.0 20.0 0.0 12.0 16.0 %

表 6 土地所有者の数 (メクレンブルク・フォアポメルン州)

ところで、調査結果からは個人の土地所有者以外にBVVG「土地利活用・ 管理有限会社」、「州土地会社」(=州政府)、自治体、教会が賃貸人になって いることが多い。BVVGとは「土地利活用・管理有限会社」で、連邦政府が 100%出資しており、連邦政府の管理下にある。この組織は農地の再私有化のために設立された「信託庁」の後継組織で、土地の売却・賃貸を業務として行っているが、保有する土地をすべて売却することが最終的な課題である。BVVGは東部ドイツにおいては今日農地の賃貸・売却に大きな影響力を持っている。また「州土地会社」とはM・V州政府の管轄下にある地域開発等を業務とする会社で、農地の賃貸・売却、宅地開発等を行っている。

2) 土地所有者が土地を貸し出した理由

表7から見られるように、M・V州で土地所有者が土地を貸し出した理由としては圧倒的に多いのが「所有者が農業に従事せず」とするもので71%である。これは、所有者がLPG解体・再編後の後継の農企業に従事できなかったことをいうものと思われる。また、「LPGの経営断念」というのは、LPGの解体・再編にあたって、LPGが何らかの後継企業として経営を継続できなかったので、他の農企業に農地を貸し出したものであると思われる。これは「所有者が農業に従事せず」に区分していいものであろう。

他の理由としては「契約期間満了」というのが3件あるが、これは所有者が土地の賃貸契約満了に際して貸出先を変更したものである。「経営の再編」とは兼業に出るために土地の一部を貸し出すような場合であろう。ドイツでのある調査によれば、かつてのLPGの多くの組合員は、LPG解体後の職業選択の余地もなしに、早期年金生活入りを強いられることになった注13)。同時に興味深いことは、土地所有者の多くはその農企業の労働者であるケースがかなり多いことである。

3) 土地所有者の職業

土地所有者の職業としては、M・V州で1番多いのが「年金生活者」の23.7%であり、次はBVVGが16.5%、そして(州政府以外の)「自治体」並びに「サラリーマン」すなわち「公務員以外の勤労者」が各々14.4%を占めている。その他は「キリスト教教会」10.3%等となっている。「その他」には「不動産業者」がある。

4) 土地所有者の多くはどこに住んでいるか

M・V州では土地所有者は「同じ自治体」に住んでいるとする回答が50%を占め、「同じ集落」に済んでいるが26.7%、そして「他の自治体」が23.3%を占めている。

表 7 土地所有者が土地を貸し出した理由(メクレンブルク・フォアポメルン州)

経営番号	LPGの経営断念	経営再編(2)	契約期間満了	農業に就業せず(3)	その他(4)
1			1	1	
1 2 3 4 5 6 7 8 9	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
3				1	
4				1	
5				1 1 1	
6				1	
7				,	1
8				1 1	
9	1			1	
	1			1	
11				1 1	1
12				1	1 1
11 12 13 14 15 16 17			1	1 1	
15			1	, t	1
16			1		·
17			-	1	
18				1 1 1 1 1	
19	1			1	
20				1	
21				1	
22				1	
23				1	
24		1		1	
18 19 20 21 22 23 24 25 26				1	
	_			1	
計(1)	2	1	3	22	3
%	6.5	3.2	9.7	71.0	9.7

- 註(1)合計が経営数よりも多いのは複数回答している経営が有るからである。
- 註(2)「経営再編」とは兼業のために経営内容を変えるような場合のことである。
- 註(3)「農業に就業せず」とは、自分で経営する農業に従事していないことを意味する。言い換えれば「農業生産協同組合」(LPG)解体・再編後の農企業に従事しなかった・従事できなかった場合あるいは経営を創設するには農地が少な過ぎる(過ぎた)場合である。
- 註(4)「その他」の回答は以下のとおりである。
- ①経営番号7は「土地所有者が農企業経営者を知っているから」と回答している。
- ②経営番号12は「LPGの土地を耕作していたのを新たに貸し出した」と回答している。
- ③経営番号15は「兼業経営では生活が不可能だから」と回答している。

5. 農企業の純益・経営における補助金の意味

(1) 純益と賃金支払い合計額

表 8 は農企業の純益と賃金支払い合計額を示している。ここから 1 番多いのが「0 から10万ユーロまで」で 9 経営・36%、次が「10万から20万ユーロまで」で 7 経営・28%である。「100万ユーロ以上」(日本円で 1 億 3 千 5 百万円以上)が 2 社ある。また、マイナスという回答が 1 社ある。回答企業25

社のうち10社、すなわち40%が10万ユーロ未満と回答している。

(2) 経営に占める補助金の意味

欧州連合・連邦政府からの補助金が経営にどのような意味を持つかを聞いた結果が表9である。この表から、基本的に農地の経営規模が大きいほど補助金も大きいことがわかる。これは補助金が耕種作物の場合は一定の種類の作物の栽培面積に応じて、畜産の場合は一定種類の家畜の飼養頭数に応じて補助金の支払いが行われるからである^{注14)}。その他にも「条件不利地域に対する補助金」あるいは「有機農法」を行っている場合の補助金などがあるが、基本は先の土地並びに家畜に対する直接所得補償である。この表を見れば分かるように、補助金は経営にとって重要だという回答が圧倒的に多い。また、補助金が純益になると回答している企業もある。そんな中でM・V州の経営番号17は経営にとって重要であることを認めたうえで、「補助金は経営成果を歪曲するものである」と回答している。現行のEU共通農政は農産物の価

表 8 農企業の純益と賃金支払額合計 (メクレンブルク・フォアポメルン州) (単位:EUR、 1 Eur=135円)

							(-12.120		-1001 1/
経営番号	常雇労働力	マイナス	10万まで	10-20万まで	20-30万まで	30-40万まで	40-50万まで	50-60万まで	100万以上
1			1						
2	1		1						
2 3			1						
4	1 1		_	1					
5	ī		1	_					
4 5 6	1 1 1 2		ī						
7	2		ī						
8			î						
9	1 1		-	1					
10	_			_	1				
11				1	_				
12	2			_	1				
13	2 2			1	_				
14				1 1					
15	10	1							
16	2		1						
17	5			1					
18	10 2 5 6			_		1			
19	10		1						1
20	26								
21	26 12					1			
22	18							1 1	
23	35						1		
24	59			1					
25	30								1
26	18 35 59 30 72	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
計		1	9	7	2	2	1	1	2
%		4.0	36.0	28.0	8.0	8.0	4.0	4.0	8.0
/0		2.0	00.0	20.0	0.0	0.0	1.0	1.0	0.0

格を引き下げてその所得減少分を補助金で補うというシステムであるので、 このような回答が出てくるのも当然であろう。

M・V州での経営番号2、9、15、21の回答から、補助金は売上高の5%から25%を占めているようである。以上のように、農企業にとって補助金の存在は経営の前提になっていることがわかる。ただし、聞き取りにおいても確認できたが、補助金は時間の経過とともに減っている。またEUによる農産物の買入価格も漸次的に低下している。農企業は今後ますます経営の合理化・経費削減に取り組まざるを得なくなるであろう。

おわりに

以上での検討を受けて、以下では調査したM・V州の課題を検討する。

1つ目は今後とも大経営の経営数、借地面積が減り続けるのかどうかについてである。もともとドイツ政府はドイツ統合後に、東部ドイツにおいて

表 9 メクレンブルク・フォアポメルン州農企業の年間受給補助金額と その経営に対して持つ音味

	での社名に対して行う思索						
	補助金額(1,000Eur)(円換算)	経営面積計	補助金が経営に対して持つ意味				
1		48.0	経営存立に必要である。				
2	20 (270万円)	130.0	売り上げ40万ユーロであるのでそれほど多くない。				
3	88 (1,188万円)	170.0	補助金なしでは経営は生き延びることができない。				
4	39 (527万円)	220.0	経営の採算が合う。				
5	58.8 (794万円)	230.0	生活するのに必要である。				
6		250.0	生存に欠かせない。				
7	90 (1,215万円)	260.0	支払い能力を保持するには市場からの収益だけでは不十分である。				
8	100 (1,350万円)	300.0	経営の支払い能力を保証するものである。				
9	100 (1,350万円)	300.0	収入の25%を占めており、重要である。				
10	102 (1,377万円)	344.0	価格補償(直接所得補助)が無ければ農場は支払い能力がなくなるだろう。				
11	181 (2,444万円)	560.0	生計を維持するのに重要である。				
12	193.8 (2,616万円)	600.0	経営成果にとって欠かせない。生き延びるのに重要である。				
13	160 (2,160万円)	600.0	生計を維持するのに重要である。				
14		638.0	経営を維持するのに重要である。				
15	250 (3,375万円)	800.0	所得の25%を占めており、補助金なしでは生きていけない。				
16	320 (4,320万円)	984.0	生存にとって欠かせない。				
17	300 (4,050万円)	1,000.0	価格下落を補償するものであり、経営にとって重要である。経営成果を歪曲するものである。				
18	350 (4,725万円)	1,100.0	経営にとってかなり大きい。補助金なしでは経営は赤字になる。				
19	450 (6,075万円)	1,381.0	経営の存続にとって重要な意味を持っている。				
20	350 (4,725万円)	1,400.0	経営存続の必要条件である。				
21	420 (5,670万円)	1,420.0	約280万ユーロ(約3億78百万円)の売り上げであり、補助金なしでは経営はほとんど不可能であろう。				
22	450 (6,075万円)	1,534.0	経営存続に必要不可欠である。				
23	900 (1億2,150万円)	1,770.0	(92年EU農政改革による) 価格引下げを補償するものである。				
24	470 (6,345万円)	2, 100.0	経営にとって重要である。補助金無しでは(市場で)競争できない。				
25	1,100 (1億4,850万円)	4, 148.0	補助金なしでは経営は儲からない。				
26	500 (6,750万円)	4,600.0	経営にとって必要である。				

「家族経営」を主流にしようと考えていた。しかし今までのところ、現実の 動きは「家族経営」が主流になってきてはいない。かつてのLPG幹部を中心 にして大規模な経営面積、大型機械設備を持った大規模経営構造の維持を目 指して再編が行われ、1,000haを越える大経営が法的な形態を変えながらか なりの数が生き延びることになった。しかしBVVGの新規参入者への機会均 等政策により、大経営に貸し出されていた農地がそれより規模の小さい経営 規模階層に貸出先を変更されることがたびたびあったようである。そこで、 農地経営規模1,000haを越える大経営階層は農業経営総数に占める割合、そ の絶対数並びに特に農用地面積利用割合、その絶対数での経営面積を低下さ せてきた。これとは対照的に、残りの経営規模階層では傾向として絶対数、 比率ともに経営数並びに農用地利用面積を増やしてきた。この傾向が今後と も続くのかどうかということがいまだ不明である。ただし、経営面積を特に 増やしてきたのは農地経営規模階層で200ha以上500ha未満という経営規模と してはかなり大きな階層である。10ha以上20ha未満層、20ha以上30ha未満層 も経営数を大幅に増やしているが、経営地総面積に占める割合は決して多く なく、東部ドイツ地域では30ha未満の階層では専業として経営するには規模 が小さすぎる。また、東部ドイツの州政府は一般的に農業大経営の存続に好 意的であるようである。

2つ目は、1,000ha以上の大規模階層における経営の今後がどうなるのか、という点である。まずEUは今後直接所得補助を減らしていくと考えられること、次にはha当りの借地料が上昇していること、またかなりの常用雇用労働者を抱えていること、これらから、今後経営が厳しくなることが予想されるが、それに大規模経営はどのように対応していこうとするのか。

3つ目には、同州では農業の経済活動に占める割合が西部ドイツの4倍、 東部ドイツ平均の2倍である。同州にとって農業は重要産業だといっていい。 このような状況下で、調査したいくつかの農企業での時間給あるいは月給か ら考えて、農企業に従事している労働者の賃金水準は決して高くは無い。し かし現在東部ドイツでは失業率が20%ほどであること、また、東西ドイツの 所得・賃金格差が依然としてかなりあることを考えると、職場があるだけでも幸運なのかもしれない。しかしこのような状況が正常でないことは確かであり、格差縮小が今後の課題である。ただしそのことが農企業にとっては人件費すなわちコスト増大の要因になるので、経営としては望ましくないであろう。この矛盾を解決することは簡単ではないといわざるを得ない。

注

注1:参考文献・中林(12)参照。

注2:ただし、旧東ドイツに関する研究はかなりなされている。とりあえず安達 芳宏(1)、谷口信和(19)参照。なお、統一後の東部ドイツ農業に関し ては青木國彦(4)、小倉武一(14)、谷口信和(20)を参照。

注2:Karl Jaster, Günter Filler (6), p.9.

注3:同上 p.19.

注4:同上 p.20.

注5:参考文献(2) Agrarbericht 2003 des Landes Mecklenburg-Vorpommern, p.1.

注6: Jähnichen, Rolf (7), p.4.

注7: 同上ebd.

注8:同上ebd.

注9:2003年3月のM·V州の「州土地会社」ロストック支店での聞き取りによる。

注10:最近欧州連合において砂糖大根への補助金支払いを減らす決定がなされた。

注11: M-V州の1999年センサス結果からは100から200ha規模の階層では経営当り成人換算労働力総数は1.6人であるのに対し、200から500ha規模の階層で3.2人、500から1,000ha規模の階層で7.98人となっている。100から200ha規模の階層の経営当り1.6人は家族労働力の可能性が大きい。常雇を含むとしてもわずかだと考えられる。これに対して、200から500ha規模並びにそれ以上では3.2人ないしそれ以上であり、常雇がいると考えるのが自然であろう。参照参考文献(18)、p.11.

注12:中林・前掲書。

注13: Neu. Claudia (13).

注14: すなわち耕種の場合、一定面積を休耕することを条件に補助金が支払われる。その際、補助金の対象となる作物は、穀物、コーン、油糧種子、蛋白含有植物、亜麻種子が対象となっており (Bayerisches Staatsministerium für

Landwirtschaft und Forsten (3))、2006/07経済年度 (2006年7月1日から2007年6月30日まで)までは休耕面積は基本的にはこれらの土地の10%に決められている。

参考文献

- (1) 足立芳宏「戦後東ドイツ農村の土地改革・集団化と村落-メクレンブルク・フォアポンメルン州 1945-1961年-」『歴史と経済』第188号、2005年7月、50-66頁。
- (2) Agrarbericht 2003 des Landes Mecklenburg-Vorpommern.
- (3) Bayerisches Staatsministerium für Landwirtschaft und Forsten, Bayerischer Agrarbericht 2002.
- (4) 青木國彦「東独農業再編をめぐる紛争と憲法理念 (I)」『国際農林業協力』 (国際農林業協力協会) 20巻7号、1997年12月、同・東独農業再編をめぐる 紛争と憲法理念 (II) 『国際農林業協力』(国際農林業協力協会) 20巻8号、 1998年1月。
- (5) Bundesministerium für Verbraucherschutz, Ernährung, und Landwirtschaft: Ernährungs- und agrarpolitischer Bericht 2002 der Bundesregierung.
- (6) Karl Jaster, Günter Filler:Umgestaltung der Landwirtschaft in Ostdeutschland, HUMBOLDT-UNIVERSITÄT ZU BERLIN, Wirtschafts- und Sozialwissenschaften an der Landwirtschatlich- Gärtnerischen Fakultät, 2003.
- (7) Jähnichen, Rolf; Sächsischer Staatsministerium für Landwirtschaft, Ernährung und Forsten:Die Privatisierung der Sächsischen Landwirtschaft-Zwischenbilanz eines Neuaufbaus-, Dresden, im Mai 1998.
- (8) 中林吉幸「土地利用の理念と現実-ドイツ-」犬塚昭治編『土地を活かす 英知と政策』農文協1998年1月。
- (9) 同 「旧西ドイツ地域における農地の賃貸借・売買の現状」『経済科学論集』24号、1998年3月、pp.43-65.
- (10) 同 「ドイツにおける農地賃貸借の現状-旧西ドイツ地域南部・北部 の調査結果から-」『経済科学論集』第29号、2003年3月、pp.1-33.
- (11) 同 「旧西ドイツ地域における農地の貸し手の性格」日本農業経済学会 『農業経済研究 別冊 2003年度日本農業経済学会論文集』2003年11月、pp.490-495.
- (12) 同 「東部ドイツ農業の現状-南部地域の調査結果から」『経済科学 論集』2005年3月、pp.27-48.
- (13) Neu, Claudia:Handlungsspielräume ehemaliger Genossenschaftsbauern und –bäuerinnen im Transformationsprozess, Der Kritischer Agrarbericht 2001, pp.

241 - 245.

- (14) 小倉武一編著『欝陶しいドイツ 旧東独農業の解体と再生』農文協、1993 年。
- (15) Seibel, Wolfgang: Die "Treuhand" als "Winkelried", Zeitschrift Deutschland 0st Deutschland West, Heft 4/2000, pp.231-236.
- (16) 四方康行解題翻訳「東ドイツの農業-その現状と施策-」『のびゆく農業』 No.859、財団法人農政調査委員会、1996年10月。
- (17) Statistisches Bundesamt: Land- und Forstwirtschaft, Fischerei Fachserie 3 Reihe 2.1.6, Eigentums- und Pachtverhältnisse, METZLER & PESCHEL, 各年版。
- (18) Statistisches Landesamt Mecklenburg-Vorpommern: STAITISTISCHE BERICHTE Kenziffer: CIV-2j/99, Titel:Arbeitskräfte in den landwirtschaftlichen Betrieben-einschliesslich Gartenbaubetrieben-in Mecklenburg-Vorpommern 1999.
- (19) 谷口信和『20世紀社会主義農業の教訓』、農山漁村文化協会、1999年、1-322頁。
- (20) 同上・解題翻訳「東ドイツ農業における企業形態の進化」『のびゆく農業』 No.911、農政調査委員会、2001年。
- (21) Thüringer Bauernkalender 2002, Landwirtschaftliches Taschenbuch 8.Jahrgang, S.230.
- (22) Wirtschaftsministerium Mecklenburg-Vorpommern, Jahreswirtschaftsbericht Mecklenburg-Vorpommern 2001.